平成二十五年法律第五十五号

大規模災害からの復興に関する法律

目

総則(第一条—第三条)

復興対策本部及び復興基本方針等

一節

(第四条-第七条)

復興基本方針等(第八条・第九条)

節 復興のための特別の措置 復興計画に係る特別の措置

復興計画の作成等(第十条―第二十条)

復興一体事業(第二十一条—第二十七条)

復興計画の実施に係る特別の措置(第二十八条―第三十八

雑則(第三十九条・第四十条)

第二節 都市計画の特例(第四十一条・第四十二条)

災害復旧事業等に係る工事の国等による代行 (第四十三条—第五十二

第四章 雑則 (第五十三条—第五十九条)

第五章 罰則(第六十条—第六十二条)

章

(目的)

第一条 この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理 して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 いて定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心 政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置につ 3 2

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

が設置されたものをいう。 本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部特定大規模災害 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基 6

二 復興基本方針 政府が定める特定大規模災害からの復興のための施策に関する基本的な方針 であって、第八条の規定により定められたものをいう。

の市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の事業の実施を通じ三 復興計画 市町村が作成する特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため た当該地域の復興に関する計画であって、第十条の規定により作成されたものをいう。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第一項に規定する都市計画をい 7

の福祉又は利便のために必要なものをいう。 特定公共施設 教育施設、 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。 地域住民の共同

雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、域に隣接し、又は近接する区域を含む。)の基幹的な産業の復興、 事務所、事業所その他の業務施設で、特定大規模災害を受けた区域(当該区 公益的施設以外のものをい当該区域内の地域における

び特定公共施設をいう。 ·建のための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及一団地の復興拠点市街地形成施設 前号に規定する区域内の地域住民の生活及び地域経済の

> 特定大規模災害等 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定

規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。 災害復旧事業 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和二十六年法律第九十七号)

の

第三条 大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向 を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るととも して行うものとする。 に、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念と

第二章 復興対策本部及び復興基本方針等

復興対策本部

(復興対策本部の設置)

第四条 号)第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部 特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九 「本部」という。)を設置することができる。 特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため (以 下

を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。 内閣総理大臣は、本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間

第五条 本部の長は、復興対策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。 (内閣 総

いう。)その他の職員を置く。 本部に、復興対策副本部長 (以下「副本部長」という。)、復興対策本部員(以下 「本部員」と

副本部長は、国務大臣をもって充てる。

5

人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、 八以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が二 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

が任命する者 副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうち から、 内閣総理大臣

臣が任命する。 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、関係行政機関の長又は職員のうちから、 内閣総理大

8 9 は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第四項の規定は、適用しない。 を行う組織として、閣議にかけて、復興現地対策本部を置くことができる。この場合にお 本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一部 内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しな て

ければならない。 前条第二項の規定は、復興現地対策本部について準用する。

10

復興現地対策本部長は、本部長の命を受け、復興現地対策本部の事務を掌理する。 復興現地対策本部に、復興現地対策本部長及び復興現地対策本部員その他の職員を置く。

13 12 11 本部員その他の本部の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。(復興現地対策本部長及び復興現地対策本部員その他の復興現地対策本部の職員は、 副本部長

一 復興基本方針の案の作成に関すること。第六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その 復興基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。 の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に関すること。
- 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- 興対策委員会の意見を聴かなければならない (復興対策委員会の設置等) 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復

- 第七条 本部に、復興対策委員会を置く。
- 復興対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- れに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害からの復興に関する重要事項を調査審議し、 及びこ
- に本部長に意見を述べること。 特定大規模災害からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、 必要があると認める場合
- 委員長及び委員二十五人以内をもって組織する。
- 4 臣が任命する 委員長及び委員は、関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、 内閣総理大

第二節 復興基本方針等

(復興基本方針)

- 第八条 政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進 なければならない。 するため特別の必要があると認めるときは、第三条の基本理念にのっとり、復興基本方針を定め
- 復興基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
- その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 互の連携協力の確保に関する事項 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相 2
- Ŧi. 前各号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事
- 3 内閣総理大臣は、本部が作成した復興基本方針の案について、閣議の決定を求めなければなら
- 表しなければならない 内閣総理大臣は、 前項の規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 復興基本方針を公
- 5 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による復興基本方針の変更について準用する。 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、復興基本方針を変更しなければならない。
- 第九条 特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域 (都道府県復興方針)
- 都道府県復興方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針

(以下「都道府県復興方針」と

いう。)を定めることができる。

- 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向そのは特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針 土地利用の基本的方向その他当該特定
- 3 都道府県知事は、都道府県復興方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとすると四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項 該事項について、あらかじめ、 当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならな

- 4 係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告しなければならない。 都道府県知事は、都道府県復興方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、 関
- めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県復興方針について、必要があると認
- 6 めることができる。 都道府県知事は、都道府県復興方針の策定のため必要があると認めるときは、関係行政機関 関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求
- 第三項から前項までの規定は、都道府県復興方針の変更について準用する 第三章 復興のための特別の措置

7

第一節 復興計画に係る特別の措置

(復興計 画

急款

復興計画の作成等

- 第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村(以下 災市町村」という。) は、復興基本方針(当該特定被災市町村を包括する都道府県(以下「特定 被災都道府県」という。)が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当 都道府県復興方針)に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と 「同して、復興計画を作成することができる。
- 近接する地域 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは
- された地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域(前号に掲げる地域を除く。) 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なく
- が適切であると認められる地域められる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることめられる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ること 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認
- な復興を図ることが必要であると認められる地域 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、 市街地の円滑かつ迅
- 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 復興計画の区域(以下「計画区域」という。)
- 復興計画の目標
- 兀 する基本方針(土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。 「土地利用方針」という。)その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関 に項
- 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業(以下「復興整備事業」という。)
- イ 市街地開発事業(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。)係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
- 口 地改良事業(同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。)をいう。 土地改良事業(土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土 同
- ハ 復興一体事業 (第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条にお いて同
- に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。) る法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。) 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関す 第二条第二項
- 市 住宅地区改良事業(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号) する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。) 第二条第 一項に規定
- 都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業

- に附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第十八条の二において同じ。) 小規模団地住宅施設整備事業(一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれら
- 条第十項に規定する津波防護施設をいう。)の整備に関する事業 津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第二
- 漁港漁場整備事業(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七 第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。)
- 保安施設事業をいう。) 保安施設事業(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する
- し、又は軽減するために施行する事業をいう。) 液状化対策事業(地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止
- に関する工事が施行された宅地をいう。)において、再度災害を防止するために施行する事造成宅地滑動崩落対策事業(地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地(宅地造成

Ŧi.

- 定する地籍調査をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。) 地籍調査事業(地籍調査(国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二条第五項に規
- 速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業 イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅
- 住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域

- その他復興整備事業の実施に関し必要な事項
- を記載するほか、必要に応じ、特定被災市町村等以外の者が実施する事業に係るものを記載する 同して復興計画を作成する場合(以下「共同作成の場合」という。)にあっては、当該特定被災前項第四号に掲げる事項には、特定被災市町村(当該特定被災市町村が特定被災都道府県と共 ことができる。 市町村及び特定被災都道府県。以下「特定被災市町村等」という。)が実施する事業に係るもの
- る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければ特定被災市町村等は、復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係
- 6 の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 特定被災市町村等は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならな 特定被災市町村等は、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他
- 前三項の規定は、 復興計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。
- 号に掲げる協議を含む。)を行うため、復興協議会(以下「協議会」という。)を組織することが第十一条 特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議(第四項各
- 協議会は、次に掲げる者をもって構成する
- 特定被災市町村の長(以下「特定被災市町村長」という。)
- 特定被災都道府県の知事(以下「特定被災都道府県知事」という。)
- に掲げる者を構成員として加えることができる。 特定被災市町村等は、必要があると認めるときは、 前項各号に掲げる者のほか、 協議会に、 次
- 国の関係行政機関の長
- その他特定被災市町村等が必要と認める者
- 4 構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加 特定被災市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の

- えることが困難な場合又は第十六号に掲げる協議にあっては農業委員会等に関する法律(昭和二 ·六年法律第八十八号)第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合
- 識経験を有する者並びに国土交通大臣 次条第一項第一号に定める事項に係る同条第二項の協議 国土の利用及び土地利用に関し学
- 次条第一項第二号に定める事項に係る同条第二項の協議 都市計画に関し学識経験を有する
- 三 次条第一項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画(都市計画法第十八条第三項 者その他の国土交通省令で定める者及び国土交通大臣
- 規定する都市計画に限る。)に係るものに限る。)に係る次条第二項の協議 る者として農林水産省令で定める者 次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議 当該事項に関し密接な関係を有す 国土交通大臣
- する森林管理局長並びに農林水産大臣 する森林をいう。以下同じ。)及び林業に関し学識経験を有する者、特定被災市町村等を管轄 次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議 森林(森林法第二条第一項に規定
- 安林(同法第二十五条の二第一項又は第二項の規定により指定された保安林をいう。以下同、 次条第一項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保
- 七 じ。)の解除に係るものに限る。)に係る次条第二項の協議 農林水産大臣
- じ。)の河川区域(同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。同号において同じ。)に係る 条第一項に規定する一級河川をいう。次条第三項第十一号及び第五十一条第一項において同、次条第一項第八号に定める事項(一級河川(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四 ものに限る。) に係る次条第二項の協議 国土交通大臣
- 第十三条第一項の協議 農林水産大臣
- 第十三条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議

国土交通大臣

- 第十三条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議
- る。) に係る第十三条第五項又は第七項の協議 当該公共の用に供する施設を管理する者 供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限 第十三条第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に
- 十二 第十三条第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事 る。) に係る第十三条第五項又は第七項の協議

 当該土地改良事業計画による事業を行う者 業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限
- 定する公共施設の管理者(以下「公共施設管理者」という。) おける許可に関する事項に限る。) に係る第十三条第七項の協議 同法第三十二条第一項に規 第十三条第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合に
- 十四 第十三条第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合に 定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者 おける許可に関する事項に限る。) に係る第十三条第七項の協議 同法第三十二条第二項に規
- を有する者として農林水産省令で定める者 っては、市町村長。第十三条第八項第五号において同じ。)その他当該事項に関し密接な関係 に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあ 第十三条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 農業委員会(農業委員会等
- 構」という。) 第四十三条第一項に規定する都道府県機構(第十三条第八項第六号において単に 第十三条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 農業委員会等に関する法律
- 験を有する者 第十三条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 森林及び林業に関し学識経
- する土地改良施設の管理者 第十六条第四項の規定による会議における協議 土地改良法第八十七条の二第六項に規定

- 一 ・ 第一人を第三頁)協議 国二交通大臣十九 第十七条第三項の協議 国土交通大臣
- 二十 第十八条第三項の協議 国土交通大臣
- 及び国土交通大臣
 二十一 第十八条第九項の規定による会議における協議 住宅地区改良法第七条各号に掲げる者
- ニーニ 第二一条第二項の規定による会議における協議 農林水産大臣二十二 第十九条第二項の規定による会議における協議 農林水産大臣
- 二十三 第二十条第二項の協議 国土交通大臣
- する。 被災都道府県知事並びに前二項の規定により加わった者又はこれらの指名する職員をもって構成を、第一項の協議を行うための会議(以下単に「会議」という。)は、特定被災市町村長及び特定
- 説明その他必要な協力を求めることができる。 被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、 依災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、特定 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、特定
- は、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。8.協議会の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行うに当たって一38.
- (土地利用基本計画の変更等に関する特例)前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に
- 第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項る土地利用基本計画をいう。)の変更 当該変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条一 土地利用基本計画(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項に規定す
- 指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。)の指定、変更又は廃止 当該項に規定する都市計画区域(都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であって、同法第五条第四
- 変更 当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項 三 都市計画(国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。)の決定又は
- 業振興地域の区域 「項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。」の変更「当該変更に係る農」「項に規定する農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第四、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第二
- う。以下同じ。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分をいう。)の変更 当該変更に係る農用地区域(同条第二項第一号に規定する農用地区域をい五 農用地利用計画(農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画
- 森林の区域をいう。)の変更 当該変更に係る森林の区域 地域森林計画区域 (森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする
- 施業要件をいう。) 「「「「「「「「」」」」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「 「 」」 「 」
- | 弥及び区域| 八 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し 当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名| 八 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し

- う。) は、この限りでない。 る理由により会議における協議が困難な場合(以下単に「会議における協議が困難な場合」といる理由により会議における協議が困難な場合(以下単に「会議における協議が困難な場合により、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところ項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところ項を記載しようとする協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事
- 前項第二号に定める事項 国土交通大臣
- る都市計画に限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 国土交通大臣二 前項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画(都市計画法第十八条第三項に規定す
- 前項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事 (共同作成の場合を除く。)
- 産大臣 で大臣 である。次項第八号において同じ。)の解除に係るものに限る。) 農林水ため指定されたものに限る。次項第八号において同じ。)の解除に係るものに限る。) 農林水にめ指定されたものに限る。次項第八号において同じ。)の解除に係るものに限る。) 農林水の消費のである。 一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、「ののでは、「ののでは、」のでは、「ののでは、」の解析している。
- る手続を経なければならない。や・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定め令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定めいて、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府いて、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しよりより、あり、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にお
- 一 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣の意見を聴くこと。 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を
- 経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。「第一項第二号に定める事項」都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣
- 通大臣に協議をし、その同意を得ること。する都市計画に限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して国土交三 第一項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画(都市計画法第十八条第三項に規定
- ること(共同作成の場合を除く。)。 る都市計画に限る。) の決定又は変更に係るものに限る。) 特定被災都道府県知事に協議をする都市計画に限る。) の決定又は変更に係るものに限る。) 特定被災都道府県知事に協議する。 第一項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画(都市計画法第十九条第三項に規定す
- には。

 文。)及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴く
 、)及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴く
 、第一項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事の同意を得ること(共同作成の場合を除
- 局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。、第一項第六号に定める事項「都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理
- 者をいう。以下同じ。)に協議をすること。合に限る。) 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者(同法第二条第三項に規定する海岸管理規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。)内の森林を保安林として指定する場と 第一項第七号に定める事項(海岸保全区域(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の
- 協議をし、その同意を得ること。 第二号に該当する保安林の解除に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に第二号に該当する保安林の解除に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に八 第一項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項
- の解除に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。)第一項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項第二号に該当する保安林(同法第
- の又は海岸保全区域に係るものに限る。) 当該河川を管理する河川管理者(同法第七条(同法十一 第一項第八号に定める事項(河川法第三条第一項に規定する河川に係る河川区域に係るも一 第一項第八号に定める事項(漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項に規定する漁十 第一項第八号に定める事項(漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項に規定する漁 の角骸に侵るものに限る) 戸縁経更プ目る経過

う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。以下同じ。)又は当該 規定する指定区間をいう。第五十一条第一項において同じ。)内の一級河川の管理の一部を行定する指定都市をいう。第三十九条において同じ。)の長が指定区間(河川法第九条第二項に 海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。 第五項の規定により都道府県知事又は指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規 第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は

- 4 ろにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興計画に記載しようと 事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるとこ する理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならな 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める
- 5 期間満了の日までに、 #間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、特定被災市町村等に、前項の規定による公告があったときは、特定被災市町村の住民及び利害関係人は、 、意見書を提、同項の縦覧
- ものに限る。)の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続(同項第 出することができる。 特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書(第一項第六号に掲げる事項に係る

六号に定める手続に限る。) を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければなら

- 出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならなに定める者に第五項の規定により提出された意見書(当該事項に係るものに限る。)の要旨を提 交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土
- 第一項第三号に定める事項 道府県都市計画審議会 (都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。)
- は、特定被災都道府県の都道府県都市計画審議会。第十八条第五項第一号において同じ。) 第一項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 町村都市計画審議会(当該特定被災市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないとき
- 項において準用する場合を含む。)を除く。)その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十一条第二 に係る手続の例による。 定めるもののほか、都市計画法(同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八 復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に
- (復興整備事業に係る許認可等の特例) 第一項各号に定める事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたとき 当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。
- 第十三条 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に、当該土地利 土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするととも 以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該 するものとみなされる農作物の栽培を含む。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)を農地 用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において四へクタールを超える農地 (耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当 農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、こ 7
- 閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大 いて、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にお その同意を得なければならない

- 3 認めるときは、これらの規定の同意をするものとする。 農林水産大臣は、前二項の協議に係る土地利用方針が次に掲げる要件に該当するものであると
- 係るものであること。 第十条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に
- 特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること
- 4 記載することができる。 に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)を 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項(復興計 特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可に関する事項
- 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認に関する事都市計画法第四十三条第一項の許可に関する事項
- 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に関する事項
- 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に関する事

六五四

三

- 森林法第十条の二第一項の許可に関する事項
- 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項
- 一項の届出に関する事項 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第三項の許可又は同法第三十三条第
- 九 県が管理する漁港に係るものに限る。) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可に関する事項(特定被災都道府
- 出若しくは同条第九項の規定による通知に関する事項(特定被災都道府県が管理する港湾に係定により読み替えて適用する同条第一項の協議又は同法第三十八条の二第一項の規定による届 るものに限る。 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の許可若しくは同条第三項の規
- 5 項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に次の各号に掲げる事 会議における協議をするとともに、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならな
- 可又は承認に関する事項に限る。) 国土交通大臣 前項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第一項から第三項までの国土交通大臣の ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。
- に係る許可又は届出に関する事項に限る。) 環境大臣 前項第八号に掲げる事項(国立公園(自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。)
- 6 項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それれぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同 令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、そ ぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。 いて、復興計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にお
- 特定被災都道府県知事(次項第一号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公共施 水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、 事項(第五項各号に掲げる事項を除く。)を記載しようとするときは、当該事項について、農林 設管理者)の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限り 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に第四項各号に掲げる 会議における協議をするとともに、
- 8 いて、復興計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産 省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にお あらかじめ、 特定被災都道府県知事 (次

ける同号に定める者への協議については、この限りでない。 員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合にお共施設管理者)の同意を得なければならない。ただし、第六号に掲げる事項にあっては、農業委議をし、特定被災都道府県知事(第一号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公の各号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公の各号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者)に協

- に関する事項に限る。) 公共施設管理者 第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可
- 政令で定める者 「同条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項のに関する事項に限る。」 同条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の二 第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可
- 共の用に供する施設を管理する者を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。) 当該公三 第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設
- 土地改良事業計画による事業を行う者 る事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。) 当該 |前条第四項第一号に掲げる事項 第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画によ
- 農林水産省令で定める者五年、農業委員会その他当該事項に関し密接な関係を有する者として五年の項第四号に掲げる事項、農業委員会その他当該事項に関し密接な関係を有する者として
- 第四項第五号に掲げる事項 都道府県機構
- 第四項第六号に掲げる事項 都道府県森林審議会
- に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。 係る許可に関する事項である場合においては、同法第三十三条及び第三十四条)に規定する基準 係る許可に関する事項である場合においては、同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。)にう。以下同じ。) 内において行う開発行為(同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。) に 画法第三十三条(当該事項が市街化調整区域(同法第七条第一項に規定する市街化調整区域をい 時定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号に掲げる事項が都市計)
- るものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。 画法第三十三条及び第三十四条に規定する基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合す1 特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第二号に掲げる事項が都市計1
- ものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。 同項第二号に掲げる事項にあっては当該基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合する同項第二号に掲げる事項にあっては都市計画法第三十三条に規定する基準に、にかかわらず、第四項第一号に掲げる事項にあっては都市計画法第三十三条に規定する基準に、にかかわらず、第四項第一号に掲げる事項にあっては都市計画法第三十三条に規定する基準に、にかかわらず、第四項第一号に掲げる事項に係る復興整備事業が、第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅速な復項に係る復興整備事業が、第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅速な復項に係る復興整備事業が、第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅速な復項に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事
- と読み替えるものとする。「第七項又は第八項の同意をするものとする」とあるのは、「復興計画に記載することができる」「第七項又は第二号に掲げる事項を記載する場合について準用する。この場合において、前三項中3 前三項の規定は、特定被災市町村等が、第九項の規定により同意を得ないで復興計画に第四項
- は、特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第四号又は第八項の同意をするもの項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をする。

- 係るものであること。

 第十条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に
- 特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。
- 特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 第十四条 前条第一項又は第二項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項(当第十四条 前条第一項又は第二条第一項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該復興整備 載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該復興整備 載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該復興整備 事業に係る同法第四条第一項のは第五条第一項の記でより公表されたときは、当該公表の日に当該復興整備事業を実施するため、農地を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにする 事業に係る同法第四条第一項又は第二項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項(当
- 認可又は承認があったものとみなす。は、当該公表の日に当該事項に係る復興整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、は、当該公表の日間に掲げる事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたとき

	五号に掲げる事項	る る 事	掲げる ろ	拘 掲 掲	15t 15t			項第十号に関項第十号に関項第十号に関
ш			項項	る事項(自然公園法第二る事項	ものに限る。) る事項	掲げる事項 (自然公園法第二掲げる事項 (自然公園法第二掲げる事項)	項 (自然公園法第二項 (自然公園法第二	項 (港湾法第三十七) 項 (自然公園法第二項 (自然公園法第二) 項 (国際の)
万振は青年興産	0	森林法第十条の二第一項の許可「項の評」	林法第三十四条第一項又は林法第十条の二第一項の許項の計画	然公園法第二十条第三項の許可林法第三十四条第一項又は第二項の許林法第十条の二第一項の許可	項の許	律 第 の 三 許	一項の許可とは、「の話では、「の話では、「の話では、「の話では、」では、「の話では、「の話では、」では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、「の話では、「の話では、「の話では、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、」、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、」、「の話では、「の話では、」、「の話では、「の話では、「の話では、」、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、」、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、」」、「の話では、「の話では、」」、「の話では、」」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」」、「の話では、、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、」、いいは、、」、「の話では、」、「の話では、」、「の話では、、」、「の話では、、」、「の話では、、」、「の話では、、」、「の話では、いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	(港湾法第三十七港湾法第三十七条第一項の許可(自然公園法第二自然公園法第二十四条第一項の許可(自然公園法第二自然公園法第二十四条第一項又は第二項の許可(連続公園法第二十条第三項の許可)

- を受けるべき者に対するこれらの許可があったものとみなす。ときは、当該公表の日に当該事項に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可ときは、当該公表の日に当該事項に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定により公表された。
- 業については、同法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該事項に係る復興整備事4 前条第四項第八号に掲げる事項(自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。)が
- ものとみなす。れたときは、同法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議があったれたときは、同法第三十七条第三項の規定により請しまされたときは、同法第三十七条第三項の協議に係るものに限る。)が記載された復興計画が第十条第六項の規定により読み替えて適用する同り、前条第四項第十号に掲げる事項(港湾法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同りのというでは、
- があったものとみなす。 表されたときは、同法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知表されたときは、同法第三十八条の二第一項の規定による通知に係るものに限る。)が記載された復興計画が第十条第六項の規定により分の規定による届出又は同条第九 前条第四項第十号に掲げる事項(港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九

(土地区画整理事業等の特例)

第二条第四項に規定する施行地区又は第二十一条第二項第一号に規定する施行地区をいう。)にげる地域内の市街化調整区域をその施行地区(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十五条 第十条第二項第四号イ又はハに掲げる事項には、同条第一項第一号から第三号までに掲

は復興一体事業に関する事項を記載することができる。含む土地区画整理事業をいう。以下同じ。)又含む土地区画整理事業(同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。以下同じ。)又

2 前項の規定により復興計画に記載された土地区画整理事業(土地区画整理法第三条第四項の規定により個整理事業(土地区画整理事業を出地区画整理事業を出地区画整理事業では」とするものに限る。)又は復興一体事業に係る都市計画法第十三条第一項の規定により施行するものに限る。)又は復興一体事業に係る都市計画法第十三条第一項第十三号の定により施行するものに限る。)又は復興一体事業に係る都市計画法第十三条第一項第十三号の定により施行するものに限る。)又は復興一体事業に係る都市計画法第十三条第一項第十三号の定により復興定により復興計画に記載された土地区画整理事業(土地区画整理法第三条第四項の規

(土地改良事業の特例)

るものに限る。以下この条において同じ。)を行うことができる。 | | 第十六条 特定被災都道府県は、復興計画に記載された土地改良事業(政令で定める要件に適合す | 5

は、土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

| 2 前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行う土地改良事業と、これらの規定による申請に基づいて行う農用地造第八十八条第三項の規定の適用については、同法第八十七条の二第十項中「第五条第六項及び第22、「同条第五項」とあるのは「角条第四項」とあるのは「一条第四項」とあるのは「一条第四項」とあるのは「一条第四項」とあるのは「一条第四項」とあるのは「一条第四項」とあるのは「一条第四項」と、同法第八十七条の二第一項の規定により行うことでは、「一条第一項の規定により行う」と、「一条第一項の規定により行う」と、「一条第一項の規定により行う」と、「これらの規定により行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

| 2 対しているの規定により行う土地改良事業」とする。

十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者に協議をしなければならない。されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあっては、あらかじめ、土地改良法第八合(会議における協議が困難な場合を除く。) にあっては会議における協議をし、協議会が組織るときは、当該事項について、農林水産省令で定めるところにより、協議会が組織されている場4 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する土地改良事業に関する事項を記載しようとす

良事業計画が定められたものとみなす。
り公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地改良法第八十七条の二第一項の土地改り、第三項に規定する土地改良事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定によ

(集団移転促進事業の特例)

第十七条 特定被災都道府県は、特定被災市町村から特定集団移転促進事業(復興計画に記載され 出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらか と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し あるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、 第一項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」と 、」とあるのは「大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第十七条 「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときはびに第四条(見出しを含む。)の規定の適用については、これらの規定中「市町村」とあるのは 画を定めることができる。この場合における集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並 定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計 転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。以下この条において同じ。)を た集団移転促進事業をいう。以下この条において同じ。)に係る集団移転促進事業計画(集団移 「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」 め、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由し 国土交通大臣に」とあるのは 「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、 適用しない。

以下同じ。)又 | 2 第十条第二項第四号ニに掲げる事項には、集団移転促進事業に関する事項(集団移転促進法第 3 三条第二項各号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。)を記載することができる。

い。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。るところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならな移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定める特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項に規定する集団

を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣いて、復興計画に第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にお

4

復興計画に記載することについて、その意見を国土交通大臣に申し出ることができる。知しなければならない。この場合において、通知を受けた特定被災都道府県知事は、当該事項を国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、当該事項を特定被災都道府県知事に通」前項の規定により特定被災市町村が第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項について

の長に協議をしなければならない。 国土交通大臣は、第三項又は第四項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関

法第三条第一項の規定により同項の同意を得て定められたものとみなす。により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る集団移転促進事業計画が集団移転促進事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定

。 前各項に定めるもののほか、特定集団移転促進事業の実施に関し必要な事項は、政令で定め

(住宅地区改良事業の特例)

る。

│ 区(以下「申出地区」という。)に関する事項を記載することができる。
▽ 第十八条 第十条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良法第四条第二項の申出に係る地

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に第一項に規定する申事項については、共同作成の場合に限り、記載することができるものとする。2 申出地区に関する事項のうち、特定被災都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する

し、会議における協議が困難な場合には、この限りでない。ろにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただ出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるとこの 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に第一項に規定する申

て国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由しいて、復興計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項4 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にお

経なければならない。
について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続をについて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を記載しようとするときは、当該事項

市計画審議会の議を経ること。 じ。)内において市町村が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項 市町村都一 都市計画区域(都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。次号において同

項 都道府県都市計画審議会の議を経ること。 一 都市計画区域内において都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事

- は、共同作成の場合に限り、記載することができる。できる。ただし、特定被災都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項についてできる。ただし、特定被災都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項(住宅地区改良法第8 第十条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良事業に関する事項(住宅地区改良法第
- 9 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しよう 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載が困難な場合 (会議における協議が困難な場合を除く。)にあっては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議が困難な場とするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合(会議における協議が困難な場の 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しよう

(小規模団地住宅施設整備事業の特例)

る一団地の住宅施設とみなす。 及びこれらに附帯する通路その他の施設については、都市計画法第十一条第一項第八号に規定す第十八条の二 復興計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業に係る一団地における集団住宅

(漁港漁場整備事業の特例)

- 第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。)を記載することができる。第一項に規定する特定第三種漁港に係るものを除く。)に係るものであり、かつ、同法第十七条令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業(漁港及び漁場の整備等に関する法律第十九条の三第十九条第二項第四号リに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項(農林水産省
- ければならない。
 ・特定被災市町村は、前項の規定により第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項についければならない。
- は、適用しよい。
 十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定に十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定ににより公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る漁港及び漁場の整備等に関する法律第4 第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定

(地籍調査事業の特例)

- を記載することができる。 条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下同じ。)に関する事項第二十条 第十条第二項第四号ワに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査(国土調査法第六
- ならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。 ついののではいい ついののでにめるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければ 交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項に規定する国土
- 総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。 ときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣いて、復興計画に第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとする3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にお

- かじめ、特定被災都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならない。る事項について、会議における協議をし、又は国土交通大臣に協議をしようとするときは、あら4 特定被災市町村は、前二項の規定により、第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関す
- (新といるらのにする。) 当該地籍調査を行うことがその事務の遂行に支障がないと認めるときは、第二項又は第三項の同当該地籍調査を行うことがその事務の遂行に支障がないと認めるときは、第二項又は第三項の協議に係る地籍調査が次に掲げる要件に該当し、かつ、

5

- 村等が行うことが困難であると認められること。 一、特定被災市町村等における地籍調査の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定被災市町一、特定被災市町村等の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要であると認められること。意をするものとする。
- 8 第六項の規定により国土交通省が行う地籍調査に要する経費は、国の負担とする。この場合に二項の規定により定める事業計画は、当該復興計画に適合するものでなければならない。7 前項に規定する復興計画の区域をその区域に含む特定被災都道府県が国土調査法第六条の三第
- は、政令で定めるところにより、それぞれ当該経費の四分の一を負担する。おいて、同項に規定する復興計画の区域をその区域に含む特定被災都道府県及び特定被災市町村の第六項の規定により国土交通省が行う地籍調査に要する経費は、国の負担とする。この場合に

第二款 復興一体事業

(事業計画の認定)

一 土地区画整理事業

- 要な施設(第二十四条において「農業用用排水施設等」という。)の新設、管理又は変更号に規定する農用地をいう。次号及び第二十五条第一項において同じ。)の保全又は利用上必二 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地(農業振興地域の整備に関する法律第三条第一
- 三 客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業

事業計画には、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し

- 一 復興一体事業の概要二十六条において同じ。)

事業施行期間

- 3 産省令・国土交通省令で定めるところにより、当該土地の区域であって、住宅及び公益的施設の ける住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、農林水地区内の再度災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域にお再度災害を防止し、又は軽減することを目的とする復興一体事業の事業計画においては、施行
- 的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅及び公益 用に供すべきもの(以下「復興住宅等建設区」という。)を定めることができる。 復興住宅等建設区は、施行地区において再度災害を防止し、又は軽減し、かつ、 住宅及び公益
- 5 共施設をいう。次項において同じ。)及び宅地(同条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。)の他健全な市街地を造成するために必要な公共施設(土地区画整理法第二条第五項に規定する公 に関する計画が適正に定められていなければならない。 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、そ 3
- 事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている
- 場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。
- 8 ついて、 `いて、同法第百三十六条の規定は事業計画について第一項の認定をする場合について準用す土地区画整理法第五十五条第一項から第六項までの規定は事業計画を作成しようとする場合に 事業計画の作成について必要な技術的基準は、農林水産省令・国土交通省令で定める。 4
- 9 村に通知しなければならない。 特定被災都道府県知事は、第一 項の認定をしたときは、遅滞なく、 その旨を当該特定被災市町
- 11 10 用する第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計 行期間、施行地区その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。 なく、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、当該特定被災市町村の名称、事業施 特定被災市町村が前項の規定による通知を受けた場合においては、特定被災市町村長は、 第一項及び第七項から前項までの規定は、第一項の認定を受けた事業計画(この項において準 遅滞
- 画」という。)を変更しようとする場合(農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更をし ようとする場合を除く。)について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第二十二条 土地区画整理法第百二十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、前条第八項 る通知について準用する。 条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十五条第四項の規定によ (同

(土地区画整理事業の認可等の特例)

第二十三条 第二十一条第十項の規定による公告を同法第五十五条第九項の規定による公告とみなして、同法理法第五十二条第一項の認可と、当該認定事業計画を同項の規定により定められた事業計画と、 認定事業計画に係る復興一体事業については、第二十一条第一項の認定を土地区画整

(農業用用排水施設等の管理)

- 業によって生じた農業用用排水施設等があるときは、その施設を管理しなければならない。 等の管理に係る部分を除く。)又は第三号に掲げる事業の工事が完了した場合において、その事 (特定被災都道府県の技術的援助) 特定被災市町村は、認定事業計画に係る第二十一条第一項第二号(農業用用排水施設 3
- を有する職員の必要な援助を求めることができる。 事業の工事につき、特定被災都道府県に農用地の改良、 事につき、特定被災都道府県に農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識(特定被災市町村は、認定事業計画に係る第二十一条第一項第二号又は第三号に掲げる
- 特定被災都道府県は、正当の事由がある場合を除いて、 前項の規定による請求を拒んではなら

2

(復興住宅等建設区への換地の申出等)

- 対し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、土地区画整理法第八十六条第一項 換地計画(第四項及び次条において単に「換地計画」という。)において当該宅地についての で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、特定被災市町村に ときは、認定事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者 !を復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。 第二十一条第三項の規定により認定事業計画において復興住宅等建設区が定められ 換 0
- るときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。 前項の申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者があ

2

- て六十日以内に行わなければならない。 第一項の申出は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があった日から起算し
- 認定事業計画が定められた場合 第二十一条第十項の規定による公告
- において準用する同条第十項の規定による公告 認定事業計画の変更により新たに復興住宅等建設区が定められた場合 第二十一条第十一項
- Ξ. 項の規定による公告 い復興住宅等建設区の面積が拡張された場合 認定事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴 第二十一条第十一項において準用する同条第十
- 復興住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しな 該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を いと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。 特定被災市町村は、第一項の申出があった場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に
- は除却することができる工作物で農林水産省令・国土交通省令で定めるものを除く。)が存し 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、 又
- ことができる権利(住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。) しないこと。 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益する が 存
- 5 した者に対し、その旨を通知しなければならない。 特定被災市町村は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、 遅滞なく、 第一項の申出を
- 6 ばならない。 特定被災市町村は、第四項の規定による指定をしたときは、 遅滞なく、 その旨を公告しなけ

(復興住宅等建設区への換地)

第二十七条 前条第四項の規定により指定された宅地については、 宅等建設区内に定めなければならない 換地計画にお いて換地を復興住

復興計画の実施に係る特別の措置

(届出対象区域内における建築等の届出等)

- 第二十八条 特定被災市町村は、計画区域のうち、 届出対象区域として指定することができる。 復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域
- 2 の旨及びその区域を公示しなければならない。 特定被災市町村は、前項の規定による指定をするときは、 内閣府令で定めるところにより、 そ
- 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる
- で定める事項を特定被災市町村長に届け出なければならない。府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行 築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、 は、 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、 設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令 ただし、 次に掲げる行為について 改築又は 内閣
- 通常の管理行為、 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 復興整備事業の施行として行う行為
- 5 るところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない ようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定め 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更し
- 届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。 復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その 特定被災市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が
- 置を講ずるよう努めなければならない 特定被災市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるとき その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措

(復興計画のための土地の立入り等)

- ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。 て測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自 特定被災市町村等は、復興計画の作成又は変更のため他人の占有する土地に立ち入っ
- までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前
- 該土地の占有者に告げなければならない。 に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地

2

- に立ち入ってはならない。 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地
- 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはな

(復興計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

- 有者に、特定被災都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有る。この場合において、特定被災市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占 地の所在地を管轄する特定被災都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができ該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土 者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当 ボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合 の他の工作物(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは の測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵そ 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、そ 2 3 2
- しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。 ようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除し 3
- る。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができ ないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、特定被 災市町村等又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にい 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物 4

(復興整備事業のための土地の立入り等)

項第四号ル、ヲ又はカに掲げる事業にあっては、 第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業(同条第二 実施主体が国、 都道府県又は市町村であるもの

> 施主体にあっては、あらかじめ、特定被災市町村長の許可を受けた場合に限る。 者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、国、都道府県又は市町村以外の実 あるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた 備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要が に限る。以下この条、次条及び第三十五条において単に「復興整備事業」という。)の実施主体 (以下この条及び第三十三条から第三十五条までにおいて単に「実施主体」という。)は、復興整

入りについて準用する。 第二十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による復興整備事業のための土地の立

2

(復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

- 第三十二条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、 るときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなけれ えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、特定被災都道府県知事が許可を与えようとす 受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、特定被災市町村長が許可を与 を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する特定被災都道府県知事の許可を 者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可 又は当該土地に試掘等を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有 その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害物を伐除しようとする場合 ならない。
- び土地の試掘等について準用する。 第三十条第二項及び第三項の規定は、 前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及

うとする者は、その身分を示す証明書(国、都道府県又は市町村以外の実施主体にあっては、そ第三十三条 第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろ (証明書等の携帯)

- 行おうとする者は、その身分を示す証明書及び特定被災市町村長又は特定被災都道府県知事の許4 第三十条第一項又は前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を の身分を示す証明書及び特定被災市町村長の許可証)を携帯しなければならない。 一証を携帯しなければならない。
- ならない。 前二項に規定する証明書又は許可証は、 関係人の請求があったときは、これを提示しなければ

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

- よる行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損第三十四条 特定被災市町村等は、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規 補償しなければならない。 通常生ずべき損失を %定に
- 生ずべき損失を補償しなければならない。 第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、 実施主体は、第三十一条第一項、第三十二条第一項又は同条第二項において準用する第三十条 通常
- ればならない。 前二項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなけ
- 項の規定による裁決を申請することができる。 めるところにより、収用委員会に土地収用法 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第九十四条第二

(資料の提出その他の協力)

第三十五条 復興計画を作成若しくは変更しようとする特定被災市町村等又は実施主体(国、 関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、 くは実施(以下「復興計画の作成等」という。)のため必要がある場合においては、関係行政機 を求めることができる 府県又は市町村に限る。)は、復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若し 資料の提出その他必要な協力

第三十六条 第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業(土地収用 る筆界をいう。)について、同法第百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることがで 所在する土地に限る。)とこれに隣接する他の土地との筆界(同法第百二十三条第一号に規定す し、一筆の土地(復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内にその全部又は一部が 号)第百三十一条第一項の規定にかかわらず、同法第百二十五条に規定する筆界特定登記官に対 いて単に「復興整備事業」という。)の実施主体は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三 条第一項又は都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された事業に限る。以下この項にお 法第二十六条第一項、公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第十

ある場合は、その者の承諾を得ることを要しない。 限り、することができる。ただし、当該所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者が 所有権登記名義人等(同条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。)の承諾がある場合に 前項の申請は、対象土地(不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。)の

(土地収用法の特例)

第三十六条の二 第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業につい かつ迅速に推進すること」と、同条第二項中「六月」とあるのは「一年」とする。 百二十三条第一項中「防止すること」とあるのは「防止し、又は大規模な災害からの復興を円滑 (これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。) の規定の適用について ての土地収用法第十七条第三項、第二十七条第一項第二号並びに第百二十三条第一項及び第二項 同法第十七条第三項及び第二十七条第一項第二号中「三月」とあるのは「二月」と、同法第

第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によって収用委員会の裁決を申請し第三十六条の三 前条に規定する復興整備事業の実施主体は、土地収用法第三十九条第一項(同法 ようとするときは、同法第四十条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含 る。この場合においては、同法第四十四条第一項の規定は、適用しない。 所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、その添付を省略することができ ては、同号イ、ハ及びへに掲げる事項並びに登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住 む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第四十条第一項第二号の書類につい

号)第三十六条の三第一項」と読み替えるものとする。 項」とあり、同法第四十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第四十五条の二中「第四して裁決を申請した場合について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「前 十四条第一項」とあるのは、「大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五 八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定により添付書類の一部を省略 土地収用法第四十四条第二項、第四十五条及び第四十五条の二(これらの規定を同法第百三十 3

第三十六条の四 収用委員会は、第三十六条の二に規定する復興整備事業について、土地収用法第 四十七条の二第三項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による明 三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による却下の裁決をするよう努めるもの 渡裁決の申立てがあったときは、できる限り六月以内に明渡裁決又は同法第四十七条(同法第百

(民法の特例)

ついては、同項ただし書中「過失」とあるのは、「重大な過失」とする。 についての民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百九十四条第二項ただし書の規定の適用に 項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による損失補償額の払渡し 第三十六条の二に規定する復興整備事業についての土地収用法第百二十三条第四

第三十七条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百 号)第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、 同条第三項各号の業務 (第十条第六

ができる。
項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。)を行うこと項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。)を行うこと

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第三十八条 特定被災市町村は、農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農 た土地である場合に限り、当該変更をすることができる。 法第十三条第二項各号に掲げる要件を満たすほか、当該土地に係る当該復興計画の期間が満了し 画に記載された第十条第二項第四号ロ又はハに掲げる事業の施行された区域内にあるときは、同外するために行う農用地区域の変更をしようとする場合において、当該変更に係る土地が復興計 用地等をいう。)以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から

第四款 雜則

(監視区域の指定)

| 第三十九条 特定被災都道府県知事又は特定被災市町村である指定都市の長は、計画区域うち、 価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保 り監視区域として指定するよう努めるものとする。 が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第二十七条の六第一項の規定によ

(権限の委任)

第四十条 この節に規定する厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限 政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画) 第二節 都市計画の特例

第四十一条 次に掲げる条件のいずれにも該当する特定大規模災害を受けた区域(当該区域に隣接 住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成することが必要であると認めら し、又は近接する区域を含む。)であって、円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地 れるものについては、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができる。 円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための

二 当該区域内の土地の大部分が建築物(特定大規模災害により損傷した建築物を除く。) 拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。

2 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、 とする。 地として利用されていないこと。 次に掲げる事項を定めるもの

住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模

高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最

ばならない。 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなけ

点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠

二 前項第二号に掲げる事項は、再度災害を防止し、又は軽減することが可能となるよう定める

(都市計画法の特例)

| 第四十二条 | 国土交通大臣は、特定大規模災害等を受けた都道府県(以下「被災都道府県」とい その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内う。)の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における都市計画に係る事務の実施体制 で、当該被災都道府県に代わって自ら当該被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図るため に必要な都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

2 該被災市町村の長から要請があり、 特定大規模災害等を受けた市町村(以下「被災市町村」という。)を包括する都道府県は、当 かつ、当該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体

内で、 ることができる。 制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲 当該被災市町村に代わって自ら次に掲げる都市計画の決定又は変更のため必要な措置をと

- 復興推進地域に関する都市計 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定による被災市街地前条第一項の規定による一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画
- 前二号に掲げるもののほか、当該被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要
- の被災市町村に代わって自ら当該必要な措置をとることができる。 地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、同項 である旨の申出があり、かつ、同項の都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の 国土交通大臣は、前項の要請を受けた都道府県の知事から同項の必要な措置をとることが困難 7
- 審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 とる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、都道府県とみなす。この場合におい 第一項の規定により被災都道府県に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置を 同法第十八条第一項及び第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備
- 中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「都道府県都市計画審議いときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)」とあり、及び同条第二項 会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第十九条第一項中「市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていな る都道府県は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法 第二項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をと
- 6 同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれて 二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議 いないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)」とあり、及び同条第 る国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、 第三項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をと とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 2

第三節 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行

(漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例)

第四十三条 る事業に係る工事 する漁港施設であって政令で定めるものの当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げ は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら同法第三条に規定 域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるとき かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地 により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。)である被災都道府県の知事から要請があり、 農林水産大臣は、漁港管理者(漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条の規定 (以下「特定災害復旧等漁港工事」という。) を施行することができる。

- め、これと合併して行う新設又は改良に関する事業 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるた
- その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定災害復旧等漁港工事 実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、 被災市町村を包括する都道府県は、漁港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、 当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の 行することができる。 か
- 3 令で定めるところにより、同項の被災都道府県に代わってその権限を行うものとする。 林水産大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行する場合においては、 政

- 4 政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。 第二項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行する場合においては、
- 5 旧等漁港工事を施行することとした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助 担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、当該費用の額から、自ら当該特定災害復 第一項の規定により農林水産大臣が施行する特定災害復旧等漁港工事に要する費用は、国 額に相当する額を控除した額を負担する。
- 6 当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。 旧等漁港工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金 費用をもってこれを施行する。この場合において、国は同項の被災市町村が自ら当該特定災害復 額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国 第二項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧等漁港工事については、当該都道府県
- 県は、 第三項又は第四項の規定により漁港管理者に代わってその権限を行う農林水産大臣又は都道府 漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章の規定の適用については、漁港管理者とみな

(砂防法の特例)

第四十四条 国土交通大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県にお 模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障の 下「特定災害復旧等砂防工事」という。)を施行することができる。 じた次に掲げる事業に係る砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事(以 ない範囲内で、当該被災都道府県の知事に代わって自ら当該特定大規模災害等によって必要を生 ける公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規

災害復旧事業

国土交通大臣は、前項の規定により特定災害復旧等砂防工事を施行する場合においては、 これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、 災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため

- 3 担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該費用 で定めるところにより、同項の被災都道府県の知事に代わってその権限を行うものとする。 に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担す 額から、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等砂防工事を施行することとした場合 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等砂防工事に要する費用は、国の負
- 4 (港湾法の特例) この条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、 部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。 その全部又は

第四十五条 国土交通大臣は、被災都道府県若しくは被災市町村(以下「被災地方公共団体」とい 管理被災地方公共団体」という。)の長又は被災地方公共団体が加入している地方公共団体の るもの(港務局であって、被災地方公共団体がその組織に加わっているものを含む。以下「港湾 う。)であって港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)であ に代わって自ら当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合が管理する港湾法第二条第五項に規 るときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合 他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認め 被災地方公共団体又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その えて理事会を置く組合にあっては、理事会。以下同じ。)から要請があり、かつ、当該港湾管理 項(同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。)の規定により管理者又は長に代 定する港湾施設 (港湾管理者であるものに限る。) の管理者若しくは長 (地方自治法第二百八十七条の三第二 (同法第五十四条第一項の規定による管理の委託に係るものを除く。)

事(以下「特定災害復旧等港湾工事」という。)を施行することができる。定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る同法第二条第七項に規定する港湾工

二 災害复

め、これと合併して行う新設又は改良に関する事業 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるた

- 2 被災市町村を包括する都道府県は、港湾管理者である当該被災市町村(港務局であって、当該とが、管理する港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の特定災害復旧等港湾工事を施行することがで、当該港湾管理被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該港湾管理被災市町村又は当該組合で、当該港湾管理被災市町村が加入している地方公共団体の組合(港湾管理者であるものに限る。)の管又は当該被災市町村が加入している地方公共団体の組合(港湾管理者であるものに限る。)の管理な災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「港湾管理者であるものに限る。)の管被災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「港湾管理者であるものに限る。)の管被災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「港湾管理者であるものに限る。)の長被災市町村がそ包括する都道府県は、港湾管理者である当該被災市町村(港務局であって、当該
- 額を控除した額を負担する。 国が当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する国が当該港湾管理被災地方公共団体又は当該特定災害復旧等港湾工事を施行するとした場合にるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等港湾工事を施行するとした場合に担とする。この場合において、同項の港湾管理被災地方公共団体又は同項の組合は、政令で定め 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等港湾工事に要する費用は、国の負 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等港湾工事に要する費用は、国の負

(道路法の特例)

災害復旧事業

め、これと合併して行う新設又は改良に関する事業 - 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるた

4 第二項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合においては、令で定めるところにより、同項の被災地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。3 国土交通大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合においては、政

同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

政令で定めるところにより、

- うまご見つ見どによいが直げまでを行うちどくを見け等値をご解されてよいもなが値げまいます。共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。 用の額から、自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該被災地方公担とする。この場合において、同項の被災地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費担とする。この場合において、同項の被災地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費力、第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、国の負
- は補助金の額を控除した額を負担する。
 市町村は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又で付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災災市町村が自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に災市町村が自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の被費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の被費用をもってこれを施行する。
- 方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。 この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地
- 県は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。第三項又は第四項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う国土交通大臣又は都道府

8

(空港法の特例)

7

第四十七条 国土交通大臣は、空港管理者(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第三条第三項に 第四十七条 国土交通大臣は、空港管理者 (空港法(昭和三十一年法律第八十号)第三条第三項に 第四十七条 国土交通大臣は、空港管理者 (空港管理者 (空港)。 以下同じ。)の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる工事 (以下「特定方公共団体に代わって自ら地方管理空港(同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。 次方公共団体に代わって自ら地方管理空港(同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。 以下同じ。)である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、規定する空港管理者をいう。 以下同じ。)である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、規定する空港管理者をいう。 以下同じ。)である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、規定する空港工事」という。)を施行することができる。

災害復旧工事

被災市町村を包括する都道府県は、空港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かめ、これと合併して行う新設又は改良に関する事業に係る工事二 災害復旧工事の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるた

ことができる。
ことができる。
ことができる。
ことができる。
なり、当該被災市町村に代わって自ら地方管理空港の特定災害復旧等空港工事を施行する
災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のな
災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のな
災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のな
災害等からの地域の実情を勘案して特定大規模
と 被災市町村を包括する都道府県は、空港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、か

金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。害復旧等空港工事を施行することとした場合に国が当該特定被災地方公共団体に交付すべき負担担とする。この場合において、同項の被災地方公共団体は、当該費用の額から、自ら当該特定災担とする。この場合において、同項の被災地方公共団体は、当該費用の額から、自ら当該特定災事復旧等空港工事に要する費用は、国の負

当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。 旧等空港工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村は当該費用の額から国が額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国が費用をもってこれを施行する。この場合において、国は同項の被災市町村が自ら当該特定災害復費 第二項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧等空港工事については、当該都道府県の

(海岸法の特

旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅要請があり、かつ、当該海岸管理被災地方公共団体又は当該組合における公共土木施設の災害復が加入している地方公共団体の組合(海岸管理者であるものに限る。)の管理者若しくは長からっているものを含む。以下「海岸管理被災地方公共団体」という。)の長又は被災地方公共団体は、海岸管理者である被災地方公共団体(港務局であって、被災地方公共団体がその組織に加わ、主務大臣(海岸法第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。)

に掲げる事業に係る工事(以下「特定災害復旧等海岸工事」という。)を施行することができる。 二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。)の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次 理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に代わって自ら海岸保全施設(同法第 速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該海岸管

め、これと合併して行う新設又は改良に関する事業 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるた

2

- 災害復旧等海岸工事を施行することができる。 る公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模る。)の管理者若しくは長から要請があり、かつ、当該海岸管理被災市町村又は当該組合におけ い範囲内で、当該海岸管理被災市町村の長又は当該組合の管理者若しくは長に代わって自ら特定 災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のな 被災市町村を包括する都道府県の知事は、海岸管理者である当該被災市町村(港務局であっ 当該被災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「海岸管理被災市町村」とい の長又は当該被災市町村が加入している地方公共団体の組合(海岸管理者であるものに限 4 3
- に代わってその権限を行うものとする。 定めるところにより、同項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長 主務大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する場合においては、政令で 5
- ては、政令で定めるところにより、同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若し 第二項の都道府県の知事は、同項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する場合におい

くは長に代わってその権限を行うものとする。

- 方公共団体又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担す くは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に国が当該海岸管理被災地 ころにより、当該費用の額から、当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若し する。この場合において、同項の海岸管理被災地方公共団体又は同項の組合は、政令で定めると 第一項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等海岸工事に要する費用は、国の負担と
- 担金又は補助金の額を控除した額を負担する。 又は当該組合は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負 金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該海岸管理被災市町村 事を施行することとした場合に国が同項の海岸管理被災市町村又は同項の組合に交付すべき負担 の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工 県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項 第二項の規定により都道府県知事が施行する特定災害復旧等海岸工事については、当該都道府 4
- 分部局の長に委任することができる。 この条に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支
- 8 治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 都道府県が処理することとされているものにあっては、政令で定めるものに限る。)は、地方自 第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同項の規定により
- 事は、海岸法第五章の規定の適用については、海岸管理者とみなす。 (地すべり等防止法の特例) 第三項又は第四項の規定により海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣又は都道府県知
- 第四十九条 主務大臣(地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項に規定 の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるとき する主務大臣をいう。以下この条において同じ。)は、被災都道府県の知事から要請があり、か 当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域 その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県の知事に代わって自ら当該特定大

規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る同法第二条第四項に規定する地すべり防 止工事(以下「特定災害復旧等地すべり防止工事」という。)を施行することができる。

- 主務大臣は、前項の規定により特定災害復旧等地すべり防止工事を施行する場合においては、 災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため
- ととした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除し 用の額から、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等地すべり防止工事を施行するこ の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該費 政令で定めるところにより、同項の被災都道府県の知事に代わってその権限を行うものとする。 た額を負担する。 第一項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等地すべり防止工事に要する費用は、国
- 分部局の長に委任することができる。 この条に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支
- 六章の規定の適用については、都道府県知事とみなす。 (下水道法の特例) 第二項の規定により都道府県知事に代わってその権限を行う主務大臣は、 地すべり等防止法第
- 第五十条 被災市町村を包括する都道府県は、公共下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第 をいう。第三項において同じ。)又は都市下水路(同条第五号に規定する都市下水路をいう。)の 業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な 当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事 道工事」という。)を施行することができる。 当該特定大規模災害等によって必要を生じた災害復旧事業に係る工事(以下「特定災害復旧下水 に代わって自ら当該被災市町村が管理する公共下水道(同法第二条第三号に規定する公共下水道 復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町 者(同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第五項において同じ。)である 七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)又は都市下水路管理
- 2 前項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧下水道工事を施行する場合においては、 令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。 政
- 3 公共下水道管理者とみなす。 施行する場合においては、下水道法第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を 第一項の規定により都道府県が特定災害復旧下水道工事(公共下水道に係るものに限る。)を
- 当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。 額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国が旧下水道工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の 費用をもってこれを施行する。この場合において、国は同項の被災市町村が自ら当該特定災害復 第一項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧下水道工事については、当該都道府県
- 5 県は、下水道法第五章の規定の適用については、公共下水道管理者又は都市下水路管理者とみな 第二項の規定により公共下水道管理者又は都市下水路管理者に代わってその権限を行う都道府

(河川法の特例)

| 第五十一条 | 国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共 支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体の長に代わって自ら指定区間内の一級河川、二級 定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に 体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特R五十一条 国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団 (河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。第八項において同じ。)又は準用河 (同

一 災害復日事業

- め、これと合併して行う新設又は改良に関する事業 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるた
- 工事を施行することができる。 「本で、当該被災市町村の長に代わって自ら準用河川の特定災害復旧等河川」を送行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長に代わって自ら準用河川の特定災害復旧等河川」を送行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被に、2、被災市町村を包括する都道府県の知事は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被に、2、被災市町村を包括する都道府県の知事は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被に、
- ては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村の長に代わってその権限を行うものとす

 4 第二項の都道府県の知事は、同項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合におい

 5 令で定めるところにより、同項の被災地方公共団体の長に代わってその権限を行うものとする。

 3 国土交通大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合においては、政

- 方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。7 この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地7

2

河川管理者とみなす。 は、河川法第七章(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、3は、河川法第七章(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、3 通大臣又は第四項の規定により準用河川の河川管理者に代わってその権限を行う国土交 、第三項の規定により二級河川若しくは準用河川の河川管理者に代わってその権限を行う国土交 、

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例)

事」という。) を施行することができる。 事」という。) を施行することができる。

災害復旧事業

- 災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため
- とする。
 とする。
 とする。
 とする。
 とする。
 とする。
 とする。

- 合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担り、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところによ4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費項の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合については、適用しない。3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が第一
- 一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
 5 この条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は

(職員の派遣の要請)

- 要請することができる。
 要請することができる。
 要請することができる。
 要請することができる。
 要請することができる。
 要請することができる。
 要があるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関の長は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関の長第五十三条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)
- 関係地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、関係地方行政機関の長に対し、当該、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。) は、復興計画の作
- い。ときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならなる。都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとする。

(職員の派遣のあっせん)

- 係地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、関係行政機関又は関第五十四条 都道府県知事等又は市町村長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令
- による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。ところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法第二百五十二条の十七の規定ところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事等又は市町村長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定める
- |職員の派遣の配慮| | 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあっせんを求めようとする場合について準用する。
- い支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。い支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。は、前二条の規定による要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著し第五十五条 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに都道府県知事等及び市町村長等
- された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。第五十六条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣(派遣職員の身分取扱い)
- に関し必要な事項は、政令で定める。 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により関係行政機関から派遣された職員の身分取扱い

(財政上の措置等)

第五十七条 国は、第三条の基本理念にのっとり、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定十九人の日本の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、当該特定大規模災害の発生時における国及び地方公共団 大規模災害が免害がらの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、当該特定大 国は、第三条の基本理念にのっとり、特定大規模災害が発生した場合において、当該

(政令への委任)

この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、 政令で定める。

第五十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、 する経過措置を含む。)を定めることができる。 その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置 (罰則に関

第二十九条第五項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者 第三十条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を伐

一 第三十一条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで、除した者又は特定被災都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

立ち入り、又は立ち入らせた者 土地に

伐除した者又は特定被災都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者」 第三十二条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を 第

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 第六十一条 して、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 (の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し 第二十八条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出を

則 抄

て各本条の刑を科する。

(施行期日

び第五章並びに附則第五条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで及 囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の規定は、 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 平成二十五年四月十二日以後に発生した災害について適用する。 政令で定める

(検討

あると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講 ずるものとする。 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要が

(特定地方管理空港に係る空港法の特例)

つ、当該被災地方公共団体における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定第五条 国土交通大臣は、当分の間、空港管理者である被災地方公共団体の長から要請があり、か 空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)附則第三条第一項に規定する特定地方障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら特定地方管理空港(空港整備法及び航 管理空港をいう。次項において同じ。)の特定災害復旧等空港工事を施行することができる。 大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支

特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行があり、かつ、当該被災市町村における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して被災市町村を包括する都道府県は、当分の間、空港管理者である当該被災市町村の長から要請 に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定地方管理空港の特定災害復旧等空港 事を施行することができる。

3 第四十七条第三項の規定は第一項の場合について、 同条第四項の規定は前項の場合について、

附 則 (平成二六年五月一日法律第三二号)

抄

(施行期日)

公布の日から施行する。

第

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律(以下「新大規模災害復興 整備事業については、適用しない。 の規定は、この法律の施行前に土地収用法第十八条の規定による事業認定申請書を受理した復興 法」という。)第三十六条の二(土地収用法第百二十三条第一項及び第二項に係る部分を除く。)

興整備事業については、適用しない 規定は、この法律の施行前に土地収用法第百二十三条第一項の規定により使用の許可があった復す。新大規模災害復興法第三十六条の二(土地収用法第百二十三条第二項に係る部分に限る。)の 新大規模災害復興法第三十六条の二(土地収用法第百二十三条第二項に係る部分に限る。)

2

則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 附

条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

ただし、

次の各号に掲げる規定は、

当

該各号に定める日から施行する。 (都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、 第五十条、 第百九条並 第四十七条 び

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

に第百十五条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

第百三条 施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第十三条第七 項又は第八項の規定によりされた協議は、前条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関 する法律第十三条第七項又は第八項の規定によりされた協議とみなす。 (罰則に関する経過措置)

第百十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることと の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 される場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの 法律

経過措置を含む。) は、政令で定める。 第百十五条 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する

(政令への委任)

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、 該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当

法律第百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。)、 び第二項、 十六条の規定 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項 第六条から第十条まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年 公布の日 第四十四条並びに第四 及

附 則 (平成二九年四月二六日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、 各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、

布の る。)及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、 ョ゚)及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定 公第三条、第七条(農業災害補償法第百四十三条の二第一項にただし書を加える改正規定に限

(施行期日) 附 則 (平成二九年五月二六日法律第三九号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

一百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 則 (平成三〇年五月一八日法律第二三号) 抄 公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。

(施行期日)

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、 第六条、 第八条、第十一条、第十三

則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

附

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

表第一河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別 を超えない範囲内において政令で定める日 九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、 改正規定、第六条の規定(同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第 三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定 (「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。) 及び同法第三十一条の 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の 公布の日から起算して三月

則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施